

## 政策会議 議事概要

開催日	令和5年3月20日 場 所 市役所本庁舎 4階会議室
出 席 者	✓ 市 長       ✓ 割市長       ✓ 教育長         ✓ 市長公室長       ✓ 総務部長       ✓ 市民生活部長       ✓ 健康福祉部長       ✓ 産業部長         ✓ 農業委員会事務局長       ✓ 建設部長       ✓ 一宮市民局長       ✓ 波賀市民局長       ✓ 千種市民局長         ✓ 教育部長       ✓ 会計管理者       議会事務局長       ✓ 総合病院副院長兼事務部長
議 題	防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正について
総合計画での 位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ④安全で安心なまちづくり 基本施策 【13】防犯・交通安全の推進
総合戦略での 位置付け	_
現 状	防犯カメラの補助事業については、県が6万円の定額補助として自治会等に直接補助を行い、市は上限2万円の随伴補助を行っている。 令和5年度から県は補助事業の制度を見直し、直接補助から市町への間接補助とし、補助額も6万円の定額から市町の補助分の1/2以内で、上限を6万円とすることに見直されることとなった。
課題	市の現要綱では、補助の実施にあたっては県の採択があることが前提条件となっているが、このたびの見直しにより、市が主体となる補助制度としての要綱改正が必要である。 全国各地で凶悪な犯罪が起きており、市民の不安や防犯に関する意識が高まっていることから、市内でも防犯カメラの設置を進めていきたいが、設置費用が1基当たり20万円程度と高額であり、自治会からも設置の負担が大きいとの声もある中で、なかなか設置が進まない状況である。
決定事項	【改正内容】 ①補助の実施にあたり、県の採択が条件となっている部分を市の基準により設置する補助制度になるように改正する。 ②令和5、6年度の2年間で重点的に取り組むこととして、補助率、補助金額を1基当たり事業費の2/3以内で上限12万円とする。 ③要綱の失効日を令和7年3月31日とする。 ④制度の廃止にあたっては、要綱失効日までに検証し決定することとする。